

変動金利定期預金〔単利型〕

預・11

平成28年2月25日現在

商品名 (愛称)	変動金利定期預金〔単利型〕
ご利用いただける方	・個人、法人
預入期間	・定型方式 … 1年、2年、3年 ・満期日指定方式 … 1年超3年未満 ・定型方式の場合は、預入時のお申し出により自動継続（元金継続、元利金継続）の取扱いができます。
預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・100円以上 ・1円単位
払戻方法	・満期日以後に一括して払戻します。
利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	・変動金利 ・預入後6ヵ月間は預入時の店頭表示の利率を適用し、預入日から6ヵ月ごとに当金庫が預入の際に提示する利率変更方法により適用利率を変更します。 ・自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します。 ・中間利払日（預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6ヵ月ごとの応当日）以後及び満期日以後に分割して支払います。 なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数及び中間利払利率（約定利率<利率を変更したときは変更後の利率> \times 70%）により計算します。 ・付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算とします。
税金	・個人のお客様の場合、お利息は利子所得として20.315%（所得税及び復興特別所得税15.315%、地方税5%）が源泉徴収され、源泉分離課税となります（ただし、マル優を利用の場合は除きます）。 ・法人のお客様の場合、お利息は利子所得として15.315%（所得税及び復興特別所得税）が源泉徴収され、総合課税となります。
手数料	—
付加できる 特約事項	・個人の自動継続扱いのものは、「総合口座」の担保とすることができます。 （貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率） ・個人はマル優のお取扱いができます。
中途解約時の 取扱い	・満期日前に解約する場合は、解約日までに経過した各中間利払日数及び別表の預入期間に応じた期限前解約利率により計算した利息ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数及び別表の預入期間に応じた期限前解約利率より計算した利息の合計額（期限前解約利息）とともに支払います。なお、中間払利息が支払われている場合には期限前解約利息との差額を清算します。
金利情報の 入手方法	・金利は店頭の電子掲示板または窓口へご照会ください。
苦情処理措置・ 紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情は、当金庫営業日に、営業店または本部事務管理部（9時～17時、電話：0120-778-211）にお申し出ください。 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記事務管理部または全国しんきん相談

	<p>所(9時～17時、電話：03-3517 - 5825)にお申し出ください。 また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接 お申出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いた だけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会 において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛 争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移 管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁 護士会、当金庫事務管理部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせ ください。</p>
<p>その他参考 となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算 します。 ・預金保険機構の付保対象預金です。詳細につきましては、店頭に掲示の「預金に 関する重要事項のお知らせ」もしくは「預金保険制度」のポスターを参照願いま す。

北 群 馬 信 用 金 庫